消費生活講座実施要領

１　趣旨

多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、消費生活出前講座を開催し、自立した消費者育成の支援を行います。

２　実施概要

（１）実施内容

消費者として知っておくべき基本的な事項についての講義

①　契約の基礎知識
②　クーリング・オフ
③　悪質商法の事例、対処法
④　多重債務
⑤　その他

（２）対　象

・若年者向け消費生活講座：県内の高等学校生、専門学校生、大学生等
・高齢者・高齢者周辺向け消費生活講座：県内の高齢者及びその周辺（見守り）の方
・一般向け消費生活講座：各種団体等

※原則として県域全体又は広域の方を対象としております。

（３）時　間　等

１～２時間程度

原則として平日の昼間（夜間又は休日に実施希望の場合は事前に要相談）

（４）費用　　無料

但し、会場設営及びその経費については、申込者の負担をお願いします。

（５）申込方法

別紙申込書により郵送又はＦＡＸで申込んでください。

（６）申込期限

原則として、開催希望日の１ヶ月前までに申込んでください。

（７）申込・問合せ先

高知県立消費生活センター
住所：〒７８０－０９３５
高知市旭町３丁目１１５
電話：０８８－８２４－０９９９
ＦＡＸ：０８８－８２２－５６１９